

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取り扱い（重要）

（令和3年10月1日現在）

緊急事態宣言の解除を受け、「新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取り扱い」の一部が再度、変更になっています。変更点については、太字にするとともに、下線を付けております。ウイルスを学校に持ち込ませないための対策です。ご理解とご協力をお願いいたします。

対象者		出席停止の取り扱い
感染者		<u>出席停止</u>
濃厚接触者	児童本人	出席停止 ※検査結果陰性でも14日間は登校不可
	同居家族	検査結果が陰性であれば登校可（それまで出席停止）
健康観察対象者（濃厚接触ではないが、陽性者との接触があった場合で、保健所がそれと判断した者）PCR検査を受ける	児童本人	出席停止 ※検査結果が陰性で、風邪症状が無ければ登校可
	同居家族	出席停止 ※検査結果が陰性であれば登校可
風邪症状があり PCR検査を受ける	児童本人	出席停止 ※検査結果が陰性で、風邪症状が無ければ登校可
	同居家族	出席停止 ※検査結果が陰性であり、風邪症状がなくなれば登校可。
上記以外で入院・手術のために PCR 検査を受ける	児童本人	登校可 ※主治医の指示に従うもの
	同居家族	登校可
発熱等の風邪症状が見られる	児童本人	出席停止 ※ 風邪症状がなくなれば、登校可
	<u>同居家族</u>	<u>児童（本人）に発熱等の風邪症状がない場合は、登校可</u>
何ら症状がない児童が「感染したくない」との理由で欠席する場合		出席停止
児童の新型コロナウイルスワクチン接種に伴う	欠席	出席停止
	副反応	出席停止